

意見シート

指定申請団体名: 一般財団法人日本民間公益活動連携機構

記入年月日: 平成30年12月4日

記入者の氏名: XXXXXXXXXX

※評語欄に記入する記号の考え方

- A: 「指定の基準」を十分に満たしていると認められる。
- B: 「指定の基準」を満たしていると認められる。
- C: 「指定の基準」を満たしているとは認められない。

※区分Aの「十分に満たしている」とは、例えば、具体性、実現可能性、役員の資質等の点で特に優れていると認められること。

○委員確認欄(総合的な意見)	
意見	評語
日本版SDG'sターゲットを設定し、オールジャパンでゴールを目指すとしている。 プレゼンテーション、質疑応答からも「指定の基準」を十分に満たしている。	A

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見	評語
I 意欲							
役員(代表理事)の社会課題に対する問題意識、使命感、責任感等について確認する。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。	—		理事長は、企業経営・各種社会活動を通じた知見をベースに、ビジョンを表明した。 ・ガバナンス、コンプライアンス、事業の公正等、民間企業経営の知見を活かした事業運営 ・「SDG's」の観点から社会課題解決へ ・グローバルな連携も視野に入れた活動	A



○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
II 業務実施体制・能力の適確性							
i) 業務実施計画が、基本方針を踏まえ、基本原則(国民への還元、共助、持続可能性、透明性・説明責任、公正性、多様性、革新性、成果最大化、民間主導)等に適合しているか。	第2	P4	①業務実施計画が、基本方針を踏まえ、休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等に適合していること。	—	休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等について以下に記載あり。 P225～P232 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)－パワーポイント資料「1. 1組織運営の理念(持続可能な組織運営のため)」,「1. 2組織運営の基本的考え方」 P252～P259 業務実施計画「1-1. 組織運営の理念(持続可能な組織運営のため)」,「1-2. 組織運営の基本的な考え方」	事業活動について、「ミッション」・「バリュー」として明示、かつ事業を持続可能なものとする5つの要素で組織強化することとしている。	A
	第2	P4	②業務実施計画において、民間公益活動促進業務を適確に実施できる組織運営体制等が整備できる見通しが示されていること。	—	組織運営体制等について以下に記載あり。 P247～P248 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)－パワーポイント資料「1. 3組織体制」 P279～P287 業務実施計画「1-3. 組織体制」,「2. 業務実施に当たっての基本的考え方等」		
	第2	P4	③業務実施計画が、民間公益活動促進業務ごとに適確に実施できるものであると認められること。	—	民間公益活動促進業務ごとの実施について以下に記載あり。 P233～P246 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)－パワーポイント資料「1. 2(3)運営戦略と実行」 P260～P278 業務実施計画「1-2-3. 運営戦略と実行」 P288～P315 業務実施計画「3. 基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画」		
ii) 組織運営体制が整っているか。	第2	P4	②助成に係る業務を行う部署とは別に、社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制とすること。	—	P247～P248 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)－パワーポイント資料「1. 3組織体制」 P279～P287 業務実施計画「1-3. 組織体制」,「2. 業務実施に当たっての基本的考え方等」 上記のうち、P247～P248 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)－パワーポイント資料「1. 3組織体制」, P279～P280 業務実施計画「1-3. 組織体制」において、 助成に係る業務を行う部署等について以下の記載あり。 ・資金分配団体の選定、助成:事業部 審査・助成担当 ・継続的進捗管理、成果評価の点検・検証、非資金的支援・企業等との連携支援:事業部 検証・支援担当	持続可能性の観点から、「ガバナンス」態勢を構築している。各種専門分野から評議員を選任するとともに、専門家会議を設置し「社会課題」の視点から、理事・事務局にアドバイスすることとしている。また、企業人による専門性を活かしたプロボノ(ボランティア)支援を確保することとしている。	A
	第2	P4	④評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者、マスコミ、ソーシャルセクター(公益活動に係る分野)等の幅広い分野から人材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい。	—	P322 別紙様式3(1. 評議員名簿) ※掲載順 「評議員の構成の多様性」として各評議員について以下のとおり記載あり。 ・麻生渡(地方自治体関係者) ・伊藤一郎(経済界) ・川北秀人(NPO団体代表者) ・久保田政一(経済界) ・横尾敬介(経済界) ・相原康伸(労働界) ・岩本秀治(金融界) ・野村浩子(ジャーナリスト) ・日比谷潤子(学識経験者)		
	第2	P5	⑤理事会は迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は必要最小限にとどめることが望ましい。 (参考:一般財団法人を設置する場合、理事の人数の下限は3人)	—	P323 別紙様式3(2. 理事名簿) ※掲載順 ・二宮雅也(非常勤理事(代表理事)) ・逢見直人(非常勤理事) ・柴田雅人(常勤理事)		
	第2	参考2 (スケジュール)	準備行為実施計画の内容が適確に実施できるものとなっているか。	—	P316～P320 準備行為実施計画		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見	
II 業務実施体制・能力の適確性の続き							
iii) 経理的基礎が整っているか。	第3	P5	貸借対照表、収支予算書等による財務状態を踏まえ、今後の財務の見通しが適切であること。	—	P248 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)ーパワーポイント資料「1. 4 所要資金(概算)」 P280～P281 業務実施計画「1-4. 組織及び業務運営のコスト」 P313～P314 業務実施計画「8. 業務運営コスト(事務所運営費用含む) 2019年度～2023年度」 P318～P320 準備行為実施計画「9 準備行為実施計画関連費用(概算)」 P686 財産目録(平成30年7月18日現在) 財務状態等について以下の記載あり。 (財産目録) 資産合計300万円/負債合計0円/正味財産合計300万円 (支出) 業務運営コスト(事務所運営費用含む)2019年度～2023年度(税込み): 3億4032万円(2019年度)、4億3849万2千円(2020年度)、4億5144万7千円(2021年度)、4億5886万4千円(2022年度)、4億7498万3千円(2023年度) 助成金のための所要資金:31億円/年 準備行為実施計画期間の費用:2億6066万8180円(税込み)	事業内容に応じた経費支出計画が策定されている。 財産管理・運営については、社外リソース活用を含めて企業のガバナンスと同様の体制がとられている。	A
	第3	P6	法人の財産の管理、運用について理事、監事が適切に関与する体制を整備すること。	—	法人の財産の管理、運用について理事、監事が関与する体制について以下に記載あり。 P7 定款第7条(財産の管理等) P639～P640 理事の職務権限規程 P669～P671 監事監査規程 P672～P681 経理規程 P247～P248 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)ーパワーポイント資料「1. 3 組織体制」 P279～P287 業務実施計画「1-3. 組織体制」、「2. 業務実施にあたっての基本的考え方等」		
	第3	P6	経理を適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。	—	経理を行うための人員及び体制について以下に記載あり。 P247～P248 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)ーパワーポイント資料「1. 3 組織体制」 P279～P287 業務実施計画「1-3. 組織体制」、「2. 業務実施にあたっての基本的考え方等」		
	第3	P6	他の団体の意思決定に実質的に関与することができる株式等を保有していないこと。	○	—		
	第3	P6	必要な会計帳簿を備え付けること。	○	—		
	第3	P6	民間公益活動促進業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理すること。	○	—		
	第3	P6	会計監査人を設置する旨を定款で定めること。	○	P12 定款第27条第4項において、「この法人に、会計監査人を置く。」と定められている。 P327 別紙様式3(4. 会計監査人名簿) 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人		
	第3	P6	法に規定する収支予算書及び収支決算書については資金収支ベースのものとし、収支決算書については公認会計士又は監査法人の監査意見を付すことを諸規程等に定めること。	○	—		
	第3	P6	監事のうち少なくとも1名が公認会計士又は税理士であること。	○	P324別紙様式3(3. 監事名簿) ※掲載順 ・土岐敦司(非常勤)(弁護士) ・柳澤義一(非常勤)(公認会計士)		

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
II 業務実施体制・能力の適確性の続き							
iv) 技術的(専門的)基礎が整っているか。	第3	P6	①民間公益活動やソーシャル・イノベーションに関する十分な知識を有するほか、助成を行った実績を有するなど、民間公益活動促進業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役職員を置くとともに、必要に応じ外部の専門家等を活用すること。	—	専門的能力等に関する事項について以下に記載あり。 P328～P552 別紙様式4(履歴書) 外部の専門家等について以下に記載あり。 P793～P815 専門家会議委員名簿	組織構成員の専門性発揮とともに専門家会議において知見を吸収することとしている。 また、経団連の組織ネットワークをはじめとする外部組織との連携によるオープンイノベーションを目指すともしている。	A
		P6	②特に、資金分配団体になり得る団体に関する十分な知見やネットワーク等を有すること、非資金的支援を必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ伴走型で提供できる能力を有すること、IGT等を積極的に活用すること。	—	専門的能力等に関する事項について以下に記載あり。 P328～P552 別紙様式4(履歴書) 外部の専門家等について以下に記載あり。 P793～P815 専門家会議委員名簿		
		P6	③また、案件組成・案件発掘能力を有すること及び科学技術分野の動向に知見を有することが認められることが望ましい。	—	専門的能力等に関する事項について以下に記載あり。 P328～P552 別紙様式4(履歴書) 外部の専門家等について以下に記載あり。 P793～P815 専門家会議委員名簿		
v) 役員(代表理事)は適確に運営する十分な資質(マネジメントの能力等)を持っているのか。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。	—	/	役員は経済界、行政等の経験に裏打ちされたマネジメント能力を有する。	A

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評価			
Ⅲ中立性・公正性										
【組織運営体制に関する事項】										
i)公正性を確保するために組織運営体制・諸規程が整備されているか。不正行為や利益相反防止等の組織運営上の工夫がなされているか。	第2	P4	①民間公益活動促進業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検討等を行う組織(外部の有識者等も参加するもの。)及びその下に実施等を担う部署を設置すること。	—	P247～P248 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)ーパワーポイント資料「1. 3組織体制」 P279～P287 業務実施計画「1-3. 組織体制」、「2. 業務実施にあたっての基本的考え方等」 上記のうち、P247～P248 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)ーパワーポイント資料「1. 3組織体制」、P279～P280 業務実施計画1-3. 組織体制において、「コンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署」として、「コンプライアンス委員会」、「総務部総務担当」の記載あり。	事業の持続可能性の観点から「ガバナンスを組織運営の要」として位置づけている。 実効性を高める仕組みとして、コンプライアンス態勢構築における組織外部の活用や第三者監査の実施を掲げている。	A			
	第2	P4	③資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門部署を設置すること。	—	P247～P248 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)ーパワーポイント資料「1. 3組織体制」 P279～P287 業務実施計画「1-3. 組織体制」、「2. 業務実施にあたっての基本的考え方等」 上記のうち、P247～P248 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方(概要)ーパワーポイント資料「1. 3組織体制」、P279～P280 業務実施計画1-3. 組織体制において、資金分配団体の監督を実施する部署として「総務部監督担当」の記載あり。					
	【諸規程等に関する事項】									
	第2	P5	①評議員会及び理事会の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程等を備えること。	○	—					
第2	P5	②評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うことを民間公益活動促進業務規程の案に定めること。	○	P602 民間公益活動促進業務規程(案) (評議員会及び理事会の運営)第32条 機構は、評議員会の運営に関する規程並びに理事会の運営及び理事の職務権限に関する規程を定めるものとする。 2 機構は、評議員会及び理事会の決議に当たっては、前項に定める諸規程に基づき、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行う。						
第2	P5	③役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることを民間公益活動促進業務規程の案に定めること。	○	P602 民間公益活動促進業務規程(案) (倫理及びコンプライアンス)第34条 2 倫理規程には、利益相反又は休眠預金等活用法第20条第1項第6号に該当する事項に関する自己申告制度の運用に関する事項その他不正行為及び利益相反の防止に関する事項を定めるものとする。 3 機構は、倫理規程その他の機構が定める諸規程に従い、役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見、是正を図る。						
第2	P5	④民間公益活動促進業務に係る理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、指定活用団体の経理の状況その他の事情を考慮して不当な水準とならないような支給の基準を諸規程等に定めること。	—	P638 別紙様式7(役員及び評議員の年間報酬等見込額並びに職員の給与の年間支給見込額について) 役員及び評議員に対する報酬等について以下の記載あり。 評議員(非常勤)810千円(評議員会 30千円(1回あたり報酬)×9名×3回開催) 代表理事(非常勤)150千円(理事会 30千円(1回あたり報酬)×1名×5回開催) 理事(常勤)10,000千円(1名(年間報酬)) 理事(非常勤)150千円(理事会 30千円(1回あたり報酬)×1名×5回開催) 監事(非常勤)1,200千円(600千円(年間報酬)×2名) 職員(管理職)の一人当たり給与8,812千円(人数:8人 事務局次長(1名)4部室の部長(3名※事業部長は事務局次長兼務)各部1名(4名) 年間支給見込総額70,500 ※社会保険料事業主負担分を除く 職員(管理職以外)の一人当たり給与5,658千円(人数:15人(内非常勤7名、派遣社員1名含む)) 年間支給見込総額84,880 ※社会保険料事業主負担分を除く P158 第2回理事会資料3 「年収水準について」の記載あり。 P618～P620 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程、P621～P637 給与規程						

(次ページに続)

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見 (前ページにご記入ください)	評語 (前ページにご記入ください)
(前ページからの続き)	第2	P5	⑤民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の指定活用団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものであることを諸規程等に定めること。	○	P642 倫理規程 (私的利益追求の禁止) 第5条 評議員及び役員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。		
	第2	P5	⑥不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程等を備えること。	○	P596 民間公益活動促進業務規程(案) (審査の手続) 第10条 5. 審査案件に関し特別の利害関係を有する者は審査会議の審査から除外する等、審査の公正を確保するための必要な措置を講ずる。 7. 審査会議の審査を経た資金分配団体の決定は、案件に特別の利害関係を有する理事を除いた上で、理事会の決議により行う。 P642 倫理規程 (法令等の遵守) 第4条 この法人は、関連法令、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針(平成30年3月30日閣議決定)及びこの法人の定款、倫理規定、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。 2. 役員は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金活用法」という。)第25条により、刑法その他の罰則の適用について、公務に従事する職員とみなされるほどに重大な責務を負っている立場であることを十分認識して、行動しなければならない。 3. 評議員及び役員は、休眠預金活用法第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されないよう、細心の注意を払わなければならない。 4. この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。 5. 役員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、懲罰することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。 (私的利益追求の禁止) 第5条 評議員及び役員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。 (利益相反等の防止及び開示) 第6条 この法人は、利益相反を防止するとともに休眠預金活用法第20条第1項第6号に該当する者でないことを示すため、役員は、職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。 2. この法人は、評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いて行わなければならない。 3. この法人は、利益相反防止のため、役員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。 P644～P646 コンプライアンス規程 P783～P785 役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程		
	第2	P5	⑦ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえ、内部通報制度を整備すること。	○	P647～P650 内部通報(ヘルプライン)規程		
	第2	P5	⑧民間公益活動促進業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないことを諸規程等に定めること。	○	P642 倫理規程 (特別の利益を与える行為の禁止) 第7条 評議員及び役員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。		
	第2	P5	⑨残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条17号に規定する法人又は国に帰属させる旨を定款に定めること。	○	P17 定款 (残余財産の帰属)第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見	評価
Ⅲ中立性・公正性の続き							
ii) 役員又は職員の構成が、公正性の観点から適切か。利益相反防止の工夫がなされているか。	第4	P6	①各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様とします)。	○	P591 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。	役職員構成は、特定団体に偏ったものではない。利益相反防止について規定化するとともに、具体的な自己申告事例も準備している。	A
	第4	P6	②他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様とします)。	○	P591 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。		
	第4	P6	③職員が特定の団体の出身者に偏らないこと。	—	P391~P396、P411~P551 別紙様式4(履歴書(職員)) P591 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。		
iii) 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって業務の公正な実施に支障を及ぼさないか。	第5	P7	③民間公益活動促進業務以外の業務を実施することにより、民間公益活動促進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	—	P688 別紙様式8(民間公益活動促進業務以外の業務に関する説明書) 民間公益活動促進業務以外の業務を行う予定はないとしている。	民間公益活動促進業務以外の業務は実施しないとしている。	B
	第5	P7	①民間公益活動促進業務とその他の業務の職員、組織及び予算等が実質的に区分されていること。	○	—		
	第5	P7	②民間公益活動促進業務が法人の主たる業務となっていること。	○	—		
	第5	P7	④社会的信用を維持する上でふさわしくない業務又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務を行わないこと。	○	—		
iv) 役員(代表理事)は中立性・公正性に対する強い意識があるか。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。 民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれがなく、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要がある。	—		日本版SDG'sターゲットを設定し、オールジャパンでゴール達成を目指すとしている。	A
IVその他							
業務実施計画・準備行為実施計画の内容等に関する加点・減点ポイントなど。上記Ⅰ～Ⅲに関する点を除く。				—	—	特になし	

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
以下は事務局記載							
民間公益活動 の促進に資する ことを目的とす る一般財団法人 であること	第1	P3	①定款で定める指定申請団体の目的が、法 第20条第1項で定める指定活用団体の目的 (民間公益活動の促進に資すること)に適合し ていること。	○	—		
	第1	P4	②「一般社団法人及び一般財団法人に関す る法律(平成18年法律第48号)」に規定される 一般財団法人であること。	○	—		
欠格事由	第6	P7	指定申請団体が、下記①～③のいずれにも 該当しないこと。 ①法第17条第3項各号に掲げる団体 ②法第33条第1項の規定により指定を取り消 され、その取消の日から3年を経過しない団 体 ③役員のうち次のいずれかに該当する者 がいる団体 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日 から3年を経過しない者 ロ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その 刑の執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日から3年を経過しない者	○	—		
必要書類の有 無及び書類上 の記載の有無 の確認			指定活用団体指定申請書(別紙様式1参照)	○ (有)	—		
			①指定申請団体の基本情報(別紙様式2参照)	○ (有)	—		
			②定款	○ (有)	—		
			③登記事項証明書	○ (有)	—		
			④指定の申請に関する意思の決定を証する書類	○ (有)	—		
			⑤設立趣意書及び設立者の一覧(様式自由)	○ (有)	—		
			⑥業務実施計画(様式自由)	○ (有)	—		
			イ 組織全体の使命・目標	○	—		
			ロ 業務実施に当たったの基本的考え方等	○	—		
			ハ 基本方針に示された指定活用団体の業 務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、 実施計画	○	—		

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
必要書類の有 無及び書類上 の記載の有無 の確認			⑦準備行為実施計画(様式自由)	○ (有)	—		
			優先的に解決すべき社会の諸課題の決定の プロセスの明確化	○	—		
			資金分配団体の公募に向けた各種書類の作 成のプロセスの明確化(資金提供契約書等)	○	—		
			評価指針・マニュアルの作成のプロセスの明 確化	○	—		
			シンボルマークの作成準備、決定のプロセス の明確化	○	—		
			各種規程等の整備のプロセスの明確化	○	—		
			資金分配団体に対する公募・助成等に係るIC Tシステムの企画のプロセスの明確化	○	—		
			⑧評議員、役員、職員及び会計監査人(就任予定者 を含む。)の氏名、住所、履歴及び専門的能力等に 関する事項を記載した書類(別紙様式3及び4参照)	○ (有)	—		
			⑨評議員、役員、職員及び会計監査人への就任予 定者の就任承諾書(別紙様式5参照)	○ (有)	—		
			⑩役職員(就任予定者を含む。)について、上記「3. 指定の基準について」の「第4 役員又は職員の構 成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障 を及ぼすおそれがないものであること」を確認した書 類(別紙様式6参照)	○ (有)	—		
			⑪民間公益活動促進業務規程の案(様式自由)	○ (有)	—		
			基本方針に示された指定活用団体の業務ご との実施の方法に関する事項	○	法第23条第2項第1号において、民間公益活動促進業務規程に定めることと されているもののうち「資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の 基準」に関し、以下に記載あり。 民間公益活動促進業務規程(案)のうちP594~P595 第5条(助成の方針) 第6条(助成の対象) 第7条(選定審査の観点) 第8条(優先選定) 第9条(選定配慮事項)		
			民間公益活動促進業務の適正を確保するた めの体制の整備に関する事項(ガバナ ンス、コンプライアンス体制に関する事項等)	○	—		
			休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲	○	—		
			業務委託の基準	○	—		
		契約に関する基本的事項	○	—			
		収支決算書に係る外部監査の実施に関する 事項	○	—			

○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見	評語
必要書類の有無及び書類上の記載の有無の確認			資金分配団体及び民間公益活動を行う団体において不正等が生じた場合における貸付け等の停止及び休眠預金等に係る資金の返還債務を確実に履行させる措置並びに弁済期が到来した貸付金に係る返還債務を確実に履行させる措置等	○ (有)	—		
			⑫各種規程等(様式自由)	○ (有)	—		
			・評議員会の運営に関する規程	○ (有)	—		
			・理事会の運営に関する規程	○ (有)	—		
			・役員及び評議員の報酬等に関する規程	○ (有)	—		
			・職員の給与等に関する規程(指定活用団体の指定を受けた場合における役員及び評議員の年間報酬等見込額並びに職員の給与の支給見込額を示した資料を添付すること。(別紙様式7参照))	○ (有)	—		
			・理事の職務権限に関する規程	○ (有)	—		
			・倫理に関する規程	○ (有)	—		
			・コンプライアンスに関する規程	○ (有)	—		
			・公益通報者保護に関する規程	○ (有)	—		
			・情報公開に関する規程	○ (有)	—		
			・文書管理に関する規程	○ (有)	—		
			・リスク管理に関する規程	○ (有)	—		
			・監事の監査に関する規程	○ (有)	—		
			・経理に関する規程	○ (有)	—		
			・組織(事務局)に関する規程	○ (有)	—		
			⑬前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)	○ (有)	—		
		⑭民間公益活動促進業務以外の業務を行う場合には、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない旨を説明した書類(別紙様式8参照)	○ (有)	—			
		⑮指定を受けようとする法人及び役員(就任予定者を含む。)が欠格事由に該当しないことを誓約する書類(別紙様式9参照)	○ (有)	—			
		⑯行政機関から受けた指導等に対する措置状況の一覧(別紙様式10参照)	○ (有)	—			
		⑰事務所のレイアウト図(様式自由)	○ (有)	—			